

平成 25 年度 第 6 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 26 年 3 月 28 日（金）18:00～19:25

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 9 階 第 2 研修室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員
（総務省）渡会行政評価局長 濱西年金業務監視委員会事務室長 白岩総務課長
永留評価監視官

（厚生労働省）樽見年金管理審議官 赤澤事業企画課長 大西事業管理課長
池上給付事業室長

（日本年金機構）水島理事長 薄井副理事長 朝浦理事 深田理事 大澤理事
峯村経営企画部長 向山年金給付部長

4 議事次第

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

- ・ 年金に関する解釈変更等の日本年金機構及び国民への周知について
- ・ 死亡一時金・遺族年金等の不支給の掘り起しの方法について

5 会議経過

○ 年金に関する解釈変更等の日本年金機構及び国民への周知及び死亡一時金の不支給の掘り起しの方法について、厚生労働省から資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答等があった。

- ・ 社会保険庁が業務を行っていた当時は、制度改正や法解釈についての疑義照会に係る国民への周知は一切行っていなかったのかとの質問に対して、制度改正に伴うものは行っていたが、疑義照会に係るものは、現在確認している範囲では行っていなかったと考えられるとの回答があった。
- ・ 平成 24 年に消滅時効の起算日に関する法解釈を変更した際に、厚生労働省から年金機構に対して特段の指示は行わなかったのかとの質問に対して、周知はしたが、特段の指示は行っていないとの回答があった。
- ・ 社会保険労務士等の年金分野の専門家に対しては、疑義照会の回答などの情報を速やかに提供してもらいたいとの意見があった。
- ・ 疑義照会の回答について市町村への周知は行っているのかとの質問に対して、年金機構で内容に応じて判断し、周知を行っているが、十分ではなかったことから今後考えていく必要があるとの回答があった。また、厚生労働省年金局からも積極的に周知を行うとの回答があった。
- ・ 疑義照会の回答の差替えを行ったものについて、現場の担当者にまで内容が伝わっているのかとの質問に対して、年金機構内部の要領では、研修や職場の朝礼及び

定例ミーティング等の場を活用して周知することを規定しているが、実際に行われているかということについての確認が必ずしもできていなかったため、今後は周知を行った結果を記録に残し、事後的に確認できるようにするとの回答があった。

- ・ 3月27日の厚生労働省報道発表資料では、失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱い等について報道関係各社へのお願いがあるが、その実績はどうかとの質問に対して、1社が電子版に記事を掲載しているのみだが、今後もお願いをしていくとの回答があった。
- ・ 平成24年に消滅時効の起算日に関する法解釈を変更した際の厚生労働省内のプロセスについて、書類は残されていないのかとの質問に対して、補佐までの決裁書類があるとの回答があった。また、委員会での指摘を受けて、現在では疑義照会の回答について課長・室長まで決裁を取るよう改善しているとの説明があった。
- ・ 消滅時効の起算日に関する法解釈の変更は、室長まで話が上がっているという説明だが、書類上は確認できない。このような形で国民の権利義務に重要な影響を与える法解釈の変更が行われたことは問題であるとの意見があった。
- ・ 国民への周知については、コストとパフォーマンスの関係をよく考えて行ってもらいたいとの意見があった。
- ・ 遺族が死亡一時金のことを知らずにいる場合が結構あると思うが、死亡一時金の周知はどのように行っているのかとの質問に対して、年金制度のパンフレットには記述があるが、遺族に対する個別の案内は行っていないとの回答があった。
- ・ 死亡一時金を受給する権利がある者に対して、実際に請求が行われているか確認する必要があるとの意見に対して、コスト及び住民基本台帳等の情報入手の状況を踏まえて考えていくとの回答があった。
- ・ 市町村と協力し、遺族に対して死亡一時金のお知らせを配付することはできないのかとの質問に対して、国民年金第2号被保険者（厚生年金保険の加入者等）の情報は、亡くなった時点で市町村において把握できないので、具体的な方法の検討が必要であるとの回答があった。
- ・ 東日本大震災に係る年金の特例措置では、行方不明者について震災後3か月たった時点で死亡が推定されることとされており、消滅時効の起算点を早めるという点で失踪者に係る消滅時効の取扱いと同様の問題がある。死亡一時金の給付を受ける権利の消滅時効は2年であり、震災後2年たった昨年6月で時効が到来しているが、死亡一時金を受給し損ねている者がいないか実態調査をする必要があるのではないかと意見に対し、検討させてもらいたいとの回答があった。
- ・ 今回の問題の総括として、厚生労働省の消滅時効の起算点の考え方は間違っているのではないかと、今回見直された消滅時効の取扱いに係る国民への周知については、委員会の指摘を受けてできる限りのことが行われたと評価すること、及び法解釈の変更に係る国民及び年金機構内部への周知については今回改善され、

現時点でできる限りの措置が取られているが、引き続き努力する必要があることとの見解が示された。また、今回の問題に関連する東日本大震災の行方不明者の死亡推定に係る問題を含め、委員会から総務大臣に意見を伝えることとした。

- 委員会の活動を終えるに当たり、以下のような意見があった。
 - ・ 市町村から年金事務所に対して疑義照会をしても、回答まで時間を要したり、年金事務所と上部機関（年金機構本部、厚生労働省）がやり取りする過程で疑義が消えてしまったりするものもある。職員のスキル向上が課題である。
 - ・ 市町村や年金事務所に対して通知される上部機関からの文書について、いずれか一方にしか通知されないものがある。市町村と年金事務所は、協調して業務を行う関係にあることから、両者の間で情報を共有できるように改善をしてもらいたい。
- このあと、総務大臣へ提出する意見書の骨子について、委員による話し合いを非公開で行った。

（注）速報につき、訂正の可能性あり。

（文責 年金業務監視委員会事務局）